

2021年1月12日

令和3年1月7日からの大雪による災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの令和3年1月7日からの大雪による災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
秋田県	横手市 (よこてし) 湯沢市 (ゆざわし) 大仙市 (だいせんし) 仙北市 (せんぼくし) 仙北郡美郷町 (せんぼくぐんみさとちょう) 雄勝郡羽後町 (おがちぐんうごまち) 雄勝郡東成瀬村 (おがちぐんひがしなるせむら)	2021年1月7日(木)

新潟県	長岡市 (ながおかし) 柏崎市 (かしわざきし) 十日町市 (とおかまちし) 糸魚川市 (いといがわし) 妙高市 (みょうこうし) 上越市 (じょうえつし)	2021年1月10日 (日)
富山県	砺波市 (となみし) 小矢部市 (おやべし) 南砺市 (なんとし) 氷見市 (ひみし)	2021年1月9日 (土)
福井県	福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)	2021年1月9日 (土)

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上